Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 184 2017年09月05日

ミャンマー：商標法草案の公告

商標法草案が一般からの意見を求めて 2017 年 8 月 8 日から 10 日にミャンマーの新聞「Kyay Mone」及び「Myanmar Alinn」にて公告された。当該草案は全体として TRIPS 協定に従っている。残念ながら、現行の制度で登録された商標の自動的な再登録の手続きは規定されていない。従って、現在登録されている全ての商標は、新法が施行されればミャンマーにおける保護を獲得するために再出願して審査を受ける必要がある。更に、現行制度で登録されミャンマーにおいて使用されている商標と新法の下で登録される商標との潜在的抵触に関する規定がなく法的安定性を欠いている。

当該草案は議会の法案委員会で審議されているが、法案委員会は審議を完了するために 1～2 回の審議会を開催することができる。その審議は 2017 年 9 月末までに完了する可能性がある。審議が完了し、法案が議会によって承認されれば、署名のためにミャンマーの大統領に送付される。大統領が署名した法案は官報にて公告され、その公告日に法律となる。

ミャンマー商標法は 2017 年末までに発効する可能性がある。

（出典：ROUSE）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。